生徒心得

愛知県立津島東高等学校

服装規定

（1）制服

ア　Aタイプ（本校指定の制服）

冬服：本校指定の学生服（濃紺詰襟標準型）上下とし、左襟に校章をつける。

夏服：本校指定の白半袖又は長袖カッターシャツか本校指定のポロシャツ・ズボン（ズボンは冬服と同色）とする。

イ　Bタイプ（本校指定のセーラー服・スカート）

冬服：本校指定のセーラー服・スカート（濃紺標準型で白襟カバーにシルバーグレーの 2 本線。スカーフは指定のグレーの三角スカーフ。スカートは箱ひだ 28 本、丈は膝にかかる程度）とし、左胸に校章をつける。

カーディガンは本校指定のものとする。

夏服：本校指定の白襟標準型半袖又は長袖セーラー服か本校指定のポロシャツ・スカート（ネクタイは指定のひもネクタイ。スカートは濃紺で冬服に準じたもの）とする。

ウ　Cタイプ（本校指定のブレザー型上下）

冬服　左襟に校章をつける。カッターシャツは、白の無地（長袖）でネクタイ・リボンの着用が可能なものとする。

ネクタイ・リボン・カーディガン・セーターは本校指定のものとする。

夏服　本校指定のスカート・ズボン

カッターシャツは、白の無地（長袖）でネクタイ・リボンの着用が可能なもの又は本校指定のポロシャツとする。

＊ネクタイ・リボンを着用しなくてもよい期間は学校が具体的に指示する。

（2）防寒着

ア　コート類またはウインドブレーカー。

イ　華美又は高価なものは避ける。

ウ　着用期間は特に設定しない。

（3）その他（服装等）

ア　男女とも襟元や上着の下からフードやカーディガンなどを出さないように着用す

る。

イ　夏服の下は、華美なものは避ける。

ウ　制服又は許可された服装以外での登校は禁止する。

エ　ピアス・指輪・ネックレス等のアクセサリー類は禁止する。カラーコンタクトについても禁止する

オ　靴下は、華美なものは避ける。丈はくるぶしから膝下までとする。
（ルーズソックス・レッグウォーマー・ニーハイソックスは禁止する）
ストッキングは、黒・ベージュの無地とする。

カ　靴は運動靴または革靴とする。

キ　校内における上履きは、指定のスリッパとする。

ク　体育の時間の服装は学校指定の体操服・ジャージとする。

（4）異装

正当な理由で、制服の着用ができない場合は、事前に担任に連絡し、異装許可願（P.52）を提出し、生徒指導部の許可を受ける。

Ⅳ　頭髪

高校生らしい自然で清潔な髪型とする。不必要な技巧（パーマ・こて・ドライヤー等）を加えたり、不自然な髪・髪型（染色・脱色・つけ毛等）は禁止する。
＊髪留め類は、華美なものは避ける。

令和５年９月より
＊校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は、校則の変化が必要と判断したときは、生徒や教員等から意見を聴取し、校務委員会や職員会議でその内容を議論する。